

寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市条例第16号

寒河江市水道給水条例及び寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(寒河江市水道給水条例の一部改正)

第1条 寒河江市水道給水条例（昭和37年市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条第4項第1号ただし書及び第10条第1項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第11条第2項中「届出で」を「届出をし」に改める。

第16条第1項ただし書中「修繕、その他」を「、修繕その他」に改める。

第17条第1項ただし書中「分納」を「、分納」に改める。

第22条第1項ただし書中「ただし次の各号の一に」を「ただし、次の各号のいずれかに」に改める。

第23条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第24条第2項中「届け出の上立合」を「届出の上、立会い」に改める。

第29条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項ただし書中「申し出で」を「申出」に改める。

第32条第2項中「届け出で」を「届出」に改める。

第33条第2項中「2カ月分」を「2か月分」に改める。

第36条第1項中「自から」を「自ら」に改める。

第37条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第38条及び第39条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 寒河江市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第4号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。